

鳥取県告示第 813 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 9 月 25 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字市瀬字大町谷3018、3019の1、3019の2、3020の1、3020の2、3021、3022の1から3022の3まで、3023の1から3023の3まで、3025から3028まで、3029の1、3030から3045まで、3045の1、3046から3054まで、3054の1、3055から3060まで、3061の1から3061の7まで、3062、3063、3063の1、3063の2、3064、3064の1、3069の1、3070、3072の1、3072の2、3073から3075まで、3076の1、3076の2、3077の1、3077の2、3079、3080、3084、3085の1、3087、3087の1、3088、3089、3090の2、3091、3092の1、3092の2、3094、3096の1、3097、3098、3099の1、3100の1、3101の1、3101の2、3101の6、3102の1、3104、3105、3106の1、3108の1、3109の1、3109の2、3109の6、3111、3112の1、3113、3114の1、3114の2、3115の1、3115の2、3115の6、3116、3118の1、3118の2、3127から3129まで、3130の2、3131、3135の1、3136から3139まで、字円城谷3161の1、3161の2、3162の1、3162の2、3163、3164の1、3164の2、3165の1、3166から3175まで、3177の1、3177の2、3178から3183まで、3184の1、3184の2、3185の1、3185の5、3186の1、3186の7、字湯屋谷3219の1、3220から3223まで、3224の1から3224の3まで、3225から3231まで、3231の1、3232、3233の1、3233の2、3234、3235、3236の1、3236の2、3238の1から3238の4まで、3239の1、3240、3241の1から3241の3まで

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）